

# アメリカ・インディアンの財産制度 —その歴史的展開—

藤田 尚則\*

1887年制定の「一般土地割当法」を強力に推進したインディアン問題の改革者たちは、インディアン部族の共有財産制度を廃止し、私有財産制度を採り入れることによるのみインディアンの文明化は促進され、彼らインディアンをアメリカ社会に同化し得ると主張した。本稿は、彼ら改革者の主張に反し、インディアン部族が古くから私有財産制度を採用していたことを論ずるものである。

Key Words：アメリカ・インディアン，共有財産制度，文明化と同化，私有財産制度

## はじめに

合衆国議会が1887年2月8日に制定した「一般土地割当法」(The General Allotment Act)<sup>1)</sup>(以下、GAAという。)は、インディアン部族(Indian tribe)によって共同保有されている保留地(reservation)の土地を、部族構成員の各々に割当地(allotment)として区分所有させる権限を大統領に認めるものであった。その際、部族又はその構成員の承認は必要とされなかった。各々の部族構成員は、年齢及び性別に基づいて40エーカーないし160エーカーの土地を取得した。GAAの目的は、部族主権(tribal sovereignty)を消滅させ、保留地の境界線を消し去り、そしてインディアンの文明化と白人社会への同化を目指すものであったとされたが<sup>2)</sup>、その究極の目的は、インディアン部族が非インディアンへの土地売却を強いられることになる保留地の「余剰地」(surplus land)を生み出そうとしたものである。

かかる土地割当制度を強力に主唱してきた当時のインディアン問題の改革者たち——彼らは、自

らを「インディアンの友」(Friends of Indian)と呼んだ——は、インディアンは私有財産制度を認めていないと主張していた(Sawyer, 2009)。

改革者たちの所説に従えば、部族社会は、土地に対する私有財産権を認めない「コミュニスト」(communist)であって、その結果として土地改良の動機、ないし意欲を持たないと主張したのである。そして、インディアンは、私有財産制度の採用という外部からの白人による変革力によって救済が成し遂げられ、文明化は財産の個人所有によるのみ促進され、それによって彼らインディアンをアメリカ社会に同化し得るというにあった(Prucha, 1976)。

本稿は、はたして19世紀後半に彼ら改革者たちが主張したように、インディアン部族の土地保有制度が、本来的に原始共産主義的な共有財産制度であったのか否かを論ずるものである。

## I 先住インディアンの土地の観念

1. 北アメリカ大陸の先住の民であるインディアンが、土地をいかように観念していたか、その

\*人間学部

歴史を遡って考察する。例えばセネカ族 (Seneca) にとって土地は、戦利品として勝ち取られ、若しくは失われるべき対象物でも、売買の対象となる商品でもなかった。すなわち彼らにとって土地は、生存にとって必要な「造物主」(Maker) からの賜物であり、大地それ自体が人間の根源そのものであり、人間のために動物及び植物の姿で人間に生存に必要なものを提供していると観念されていた。これらの動物及び植物は、それら自体、人間が生存を維持し、大地で暮らせるよう人間によって採集され、捕獲されることを認める。大地の外から水の源がもたらされ、人間はそれに拠って英気を養う。大地は、人間がその上を歩けるよう支え、大地から落ちることを許さない。人間は、大地によって提供される動物及び植物を含む多くの物を利用することについて創造主に感謝しなければならない (Snyderman, 1951)。かかる土地の観念は、ショーニー族 (Shawnee) にも共通しており、ショーニー族は、1752 年にペンシルヴェニア総督の面前で、「神 (the God) が我われに我われの食料として原野の動物、飲料としての水、そして我われが火を熾すための樹木を与え、天空からこの樹木を燃やすため火を投げ給うた。」と述べている。

同様の考え方は、1816 年のドラモンド島でのオタワ族 (Ottawa)、スー族 (Sioux)、アイオワ族 (Iowa)、ウィネバゴ族 (Winnebago)、サク族 (Sac)、フォックス族 (Fox)、メノミニ族 (Menominee)、キカプー族 (Kickapoo)、そしてチップewa族 (Chippewa, Ojibwa) の合同会議の席上で述べられている。すなわち彼ら部族は、「主神 (Great Spirit) が、我われ男たち、女たち、そして子どもたちを支援するためにこの両手を与え給うた。主神は、我われに魚、熊、バッファロー、全ての種類の鳥、そしてその他の動物を我われの利用に供するために与え給うた。これらの生き物が我われの土地に多数生息するのは、そのためである。主神が我われをこの土地に送ったのは、動物たちや魚たちの利用を享有させるためであったのであって、我われが、樹木、草、そして全ての自然物を我われに与えてくれる土地を売るべきことは意図されていなかった。」と語ってい

る (Snyderman, 1951)。

従って、彼ら部族にとって土地は、主神からの賜物であって、主神のみがもち去ることができると思われていた。彼らインディアンにとって土地は、売買の対象物とは観念されておらず、かかるインディアンの土地観念が、白人との抗争、そして白人との戦争へと導いていったと考えられる。

彼らインディアンは、土地は現在の世代に所属するのみならず、未来にわたる世代に所属するものであると観念していた。セネカ戦争 (Seneca War) の指導者であったコーン・プラタンター (Corn-planter) は、1790 年 12 月の大統領ワシントン宛て書簡の中で「我われが住んでいる土地は、我われの父たちが神から賜ったものであり、父たちが土地を我われの子供たちのために我われに送り届けたものであります。それ故に我々は、土地を手放すわけにいかないのです。」と述べている。かかる土地の相続概念が、インディアンの土地に対する哲学の基底にあったのであり、このことは、ワイアンドット族 (Wyandot) 及びその他のインディアンが、1807 年の現在のオハイオ州サンダスキー地区で行なった演説会でも明らかにされており、彼らは「偉大なる父 [大統領] よ、お聞きあれ。我々は、我われの父祖が我われの土地を売買するよう我われに要求しないでであろうことを、そして我われから土地を買うために父祖の [友人であった] 白人の子孫たちを送り込まないことを望むものであります。この土地は、我われの先祖が生活し、死んでいった拠り所であり、先祖の墓があり、そして我々はここに偉大なる意志をもって生活してきており、我われが死亡した場合、多くの友と共にここに墓を築くことを期待しているからであります。」と述べている (Snyderman, 1951)。インディアンが土地を非インディアンに譲渡することは、正に彼らインディアンの哲学それ自体を犯すことになったのである。

2. 世界に点在する先住民にとって土地は、しばしば、文化的アイデンティティの構成要素であるが、北アメリカ大陸の多くのインディアン部族にとっても同様のことが言えるのであって、彼ら部族は、彼らの起源を特定の地理的場所を持つ人びとと看做している。この特定の始原的場所――

川、山、溪、高原といった——が、部族の宗教及び文化的世界観の中心的要素となっている。例えばブラック・ヒルズは、ラコタ族 (Lakota) の神話では母なる大地であり、存在する全ての物の中心 (Wamaka Og'naka Icante) であって、部族発祥の土地であるとされ、1 万年前に祖先プテ (Pte) がそこにある洞窟で生まれたとされている土地であった。また、丘陵の北西部に位置するベア・ビュート山は、彼ら部族が何世代にもわたって啓示を得るために宗教儀式を執り行ってきた霊山であった (藤田, 2009)。

土地はまた、インディアン部族の世界観を指し示すものである。例えばニュー・メキシコ州のテワ族 (Tewa) は、彼らの世界が聖なる4つの山によって境界づけられていると看做しており、これらの各々の山々を彼らの宇宙論の中で名づけ、そして位置づけてきている。彼らは、各々の山は幾つかの方法で聖なるものを授けられ、それ故に各々の山が、水、霊的存在、廟堂等の一定の物体と結合していると信じており、それら全てが、テワ族の宇宙とその宇宙内の彼らの居場所の総体的な理解に与っている。

ナヴァホ族 (Navajo) の人びとも、彼らの世界が4つの聖なる山々によって境界づけられていると感得している。山々との社会的及び宗教的繋がりには、ナヴァホ族の宇宙論においてはテワ族のそれと異なるが、山々で異なる祈祷と詠唱が、空、地球、昼及び夜と同様に聖なる山々のそれぞれと結びついている。ナヴァホ族の人びとは、ナヴァホ族の宇宙の聖なる要素を賞賛し、儀式をもってそれらを崇拝することによって宇宙の聖なる要素が自然界の均衡を保ち、彼ら自身の良き生活を保障してくれるものと信じている (Tsosie, 2000)。

このようにインディアンの人びとは、自身と一定の土地の場所との相互関係を所与のものとすることによって、彼ら／彼女ら自身が土地に所属する、ないし土地の一部を構成すると看做しているのである。

## II 連邦の公権解釈

### 1. 土地割当制度が連邦の政策として採用され

た当時、連邦政府も、合衆国に譲渡されたインディアン部族の土地は全ての部族構成員の共通の利益のために保有されていると主張し、全ての財産は部族構成員の共同利益のために保有され、個々人の利益は部族の人民の利益から分離されないと主張している<sup>3)</sup>。植民地時代の本国イギリス政府もまた、友好的なインディアンは彼らが支配する土地の占有を保護され、共有財産として部族の永続的な占有権に基づいて土地を保有していると捉え、特定の場所に対して個人の権利が認められてはいないという解釈を採っていた。

2. 合衆国最高裁判所の初期の判決の多くもまた、部族の財産制度を共有財産制度と看做し、事件を処理している。合衆国最高裁判所は、1835年の *Mitchel v. United States*<sup>4)</sup> で、友好的なインディアンは、彼らが支配している土地の占有を保障され、彼らの共有財産として——特定の場所に居住する個人の権利としてではなく——何世代にもわたって当該土地に居住する部族若しくはネーション (Nation) における永久的な占有権 (perpetual right of possession) によって当該土地を保有しているものと看做していたと判示し、1912年の *Gritts v. Fisher*<sup>5)</sup> において、連邦政府による20世紀初頭のチェロキー族 (Cherokee) に対する土地割当以前、「土地と基金は、共同体としての当該部族に所属しており、部族構成員の各自に所属し、若しくは共有不動産権者 (tenants in common) として所属するものではなかった。当該財産の享有に加わる各々の個人の権利は、部族の構成員であることに依存し、死亡若しくはその他の方法で終結された場合、権利は終わりをむかえ、譲渡若しくは遺贈できるものでもなかった。」と判示している。

また1914年の *Sizemore v. Brady*<sup>6)</sup> においても合衆国最高裁判所は、土地割当以前において「クリーク族 (Creek) の土地及び基金は共同体としての部族に帰属し、部族構成員各自に所属し、若しくは共有不動産権者として所属するものではなかった。」と判示している。さらに1917年の *United States v. Chase*<sup>7)</sup> において合衆国最高裁判所は、「インディアン人の占有権 (right of possession) は部族にあり、単純不動産権 (fee) は合衆国にある。

占有権は、全ての構成員によって共同で享有され、何人も保留地のいかなる部分にも個別の占有の権利（right of possession）を保持してはいない。」とする判決を下している。

3. かかる先例を読む限り、確かに先住のインディアン部族は、個々人のインディアンの私的所有ないし私的財産を認めていなかったかのように捉えられ、又は評価され得るであろう。しかし、以下に見るように、多くのインディアン部族は、もちろん部族間で温度差はあるものの、動産及び不動産の個人による私的所有を限定的に——特に言い得ることは、多くの部族において、他人、なにかんづく非インディアンに対する譲渡は認められていないという意味において——認めてきたと考えられる。

### Ⅲ インディアン部族の財産制度の実態

1. 南ニューイングランドのインディアン家族たちは、開墾した原野——通例トウモロコシが栽培された——と住宅地を専属的に利用してきた。これらの財産上の権利の維持は、土地の継続的利用にあり、過度の開墾の結果として元の原野は放棄され、家族は新たな土地を開墾していった。部落民であれば誰でも、漁場、イチゴ採集場所、猟場といった非農耕用の場所を利用することができ、野生植物を採取し、カヌーに用いる木材を伐採し、マット用のスゲを集めるために部落のテリトリーを利用することができたが、漁具ないし狩猟用具は個人若しくは家族が所有しなければならなかった。

土地への財産上の権利は、特定の時期に特定の場所で貴重な資源を取得するための（例えば冬季における鹿を捕獲するためトラップを仕掛けること）専属権を含んでいたが、異なった時期に同じ場所で豊富な資源を得るための他の部落民を排除する権利（例えば春ないし秋の時期における渡り鳥の捕獲）を含んでいなかったがため複雑なものであった。ニューイングランドの財産上の権利の特色は、彼らの制度が土地に対する継続的利用を条件とする専属権を認めていたことにある（Bobroff, 2001）。

2. 北部アルゴンキン系部族（Northern Algonquian Tribes）——五大湖の西側からカナダのケベック南西部にかけて居住したクリー族（Cree）、モンターニャ族（Montagnais）、ネスカピ族（Neskapi）及びチッペワ族——は、土地に対する狩猟権を有する「家族領域制度」（family territory system）を発展させていた。オンタリオのベアー・レイクに拠っていたチッペワ族のテマガミ・バンド（Temagami band）のA・ポール（Aleck Paul）が人類学者に語ったところによれば、家族領域制度は大昔から続いており、彼の祖父は死亡する前に家族の猟場を2人の息子（彼の父と叔父）に与えたという。いわくテマガミ・バンドの構成員は、他のインディアンが狩猟できないように土地を保有することができ、他のインディアンは土地に立ち入ることはできてもビーバーを獲ることはできない。各家族は、川、尾根、湖及びその他の自然の目印で境界線が引かれた自分たちの土地を持ち、そこに生息する猟獣類を自分たちのものにするのができた。他のインディアンが、その家族の土地で狩猟した場合、所有者は彼を撃つことが可能であったという。またケベックに拠っていた典型的なクリー族のバンドも、贈与ないし遺贈によって永続的に譲渡することが可能な土地を家族で保有しており、一時的に善意に基づいて賃貸し得る制度を採用していた。

東部ないし五大湖沿岸地域のアルゴンキン系部族（Eastern or Coastal Algonquians）——ミクマク族（Micmac）、パサマクオディ族（Passamaquoddy）、ペノブスコット族（Penobscot）及びアベナキ族（Abenaki）——は、毛皮貿易に応じて家族の土地を明確にしていたとされる。中でもミクマク族とペノブスコット族は、樹木、自身のトーテムポールないし単純な印を用いて境界線と痕跡を設けていた。18世紀の毛皮貿易において、今日のメイン州に拠っていたインディアンたちは、特定の家族のために猟場を分配し、3年ごとにビーバーの捕獲を認める保護規制を取り入れ、3分の2を捕獲可能とし、残り3分の1は残すようにしていた（Bobroff, 2001）。

3. ニューヨーク北部のモホーク峡谷から湖沼地帯にかけて居住していたセネカ族（Seneca）、

カユガ族 (Cayuga), オナイダ族 (Oneida), オノダガ族 (Onondaga), モホーク族 (Mohawk) のインディアン五部族連合のイロコイ族 (Iroquois) は、長い間にわたって農業に適した土地と家屋に専属的な財産上の権利を認めてきていた。開墾された土地は、個々の家族及びクラン (clan) によって所有され、継続的使用によって維持された。所有権には、特定の原野の利用及び生育したトウモロコシの処分を管理する権利が含まれ、これらの権利は各々の家族内の既婚夫人によって保有されていた。個々の女性は、彼女が希望するならばトウモロコシ畑ないし果樹園を自分で所有できた。

イロコイ族の財産所有は、利用にあり、譲渡可能なコモン・ロー上の権原 (transferable legal title) ではなかった。村落外に、特に五部族連合の外部者(部族)に土地の利用を譲渡する権利は、認められていなかった。土地は、そこに居住する全ての人びとに所属し、個人は特定の土地に権利主張を行なうことはできず、さらに言うべきは、土地は現在の世代のみならず、未来の世代に所属すると考えられ、土地を売買するという観念は存在していない。共同体の外部へ土地を譲渡する権利が個人に認められていなかったことは、イロコイ族の所有権概念の否認につながるのではなく、むしろ土地がイロコイ族の管理下にあったことを意味している (Bobroff, 2001)。

4. 南西部のインディアンに目を転じてみよう。アリゾナ州の乾燥地帯を流れるソルト川とヒラ川流域に居住し、古くからトウモロコシを灌漑農耕し、ホホカム文化 (Hohokam culture) を築いたピマ族 (Pima) は、灌漑工事及びその維持を手助けする代償に農地を村の長及び評議会から受取っており、農地は相続人に受け継がれ、他人に貸し与えられた。ただし、売買及び交換は、禁止されていた。アリゾナ州南部に居住したパパゴ族 (Papago) は、村落の畑制度内で特定の農地を永久に利用する権利を保有していた。継続的農業が要件とされたが、世代を超えて相続の対象となっていた。コロラド川下流域でトウモロコシを栽培し、メスキート豆を採集して暮らしを立ててきていた。現在のコロラド川インディアン保留地

(Colorado River Indian Reservation) に居住するモハヴェ族 (Mohave) は、クランによって土地が分割され、各クランがそのテリトリーを見分ける歌を持っており、クランの土地は杭を立てて仕切られ、家族単位の農業用地に利用されていた。境界をめぐる紛争は、“Thopirk” と呼ばれる競技によって解決されていた。川が流れを変えた場合に農地を離れた家族は、札で区切られた他の家族の庭を借り受けることができた。

イスレタ・プエブロ族 (Isleta Pueblo) は、他のプエブロ族と同様に1年間若しくはそれ以上の期間にわたって耕作された土地は、他の部族構成員に売買することができるとされた。土地及び水利権 (water right) は、一般に父から子に移転され、コミュニティの全ての構成員は、灌漑された渓谷の外部の部族所有の土地で材木、野生植物及び薬草を採集できた。アリゾナ州北東部のメサ (Mesa) に居住し灌漑農耕に従事し、定住部落を形成してきたホピ・プエブロ族 (Hopi Pueblo) は、各々の自治的村落が母系クラン (matrilineal clan) に割当てられた村落自身の土地を保有していた。そして各々のクランの内で農地は、クランの女性に割当てられている。クランの土地を越えて、男性は彼が耕作可能な限り農地を切り開き、他者に割当てることができた。牧草地は、共有とされていた (Bobroff, 2001)。

5. カリフォルニア及び太平洋岸北西部のインディアンについて述べる。カリフォルニアにおいて農業が主要な収入源ではなかった部族でさえも、家族の財産権を認めていた。例えば家族の財産権の中に、多くのカリフォルニア・インディアンにとって主食であった殻斗果 (acorn) が収穫される特定のナラの木を娘に遺贈する女性の権利が含まれていた。現在のカリフォルニア州北部のクラマス川及び太平洋岸に沿って生活していた部族の中において、財産は個人の私有財産のかたちで保有され、所有権は他の部族のテリトリーの中においても認められていた。例えばフーパ族 (Hupa) の構成員は、ユロク族 (Yurok) のテリトリーに財産を保有していたが、所有権は時と共に区分され、複数の個人が1年のうちそれぞれ異なった時期に同じ漁場に対する権利を有してい

た。フーパ族の構成員は、狩猟、漁撈及び採集のための土地への権利を有し、これらの権利は個人に利用、賃貸、譲渡及び相続に関して特権を伴うものであり、当該財産のうちで生じた損害に対する責任を負うものであった。さらに下った南の乾燥地でもスペイン人と接触した当時の先住民は、様々な種類の財産権を認めていた。ルイセノ族 (Luiseño) やクメヤーヤ族 (Kumeyaay) のバンドは、穀類植物、一年生植物及び多年生植物の畑、小麦畑、低木、ナラ及びその他の樹木といったものに家族ないし個人の所有を認めていた。個人が土地を保有し、しばしば異なった地域に土地を保有しており、所有とは通例個々の家族が資源を開発、維持するために労働を行ってきたことを意味した。

太平洋北西岸に居住しサケ漁を生業としていたトリンギット族 (Tlingit)、ツィムシアン族 (Tsimshian)、ハイダ族 (Haida)、ヌクソーク族 (Nuxalk)、クワキウトル族 (Kwakiutl)、ヌートカ族 (Nootka)、コースト・セイリッシュ族 (Coast Salish) 及びチヌーク族 (Chinook) は、ヨーロッパ人との接触以前に財産権の概念を確立していた。特定の人々が特定の漁場を所有し、当該漁場を利用することを他の家族構成員に許可を与えてきた。クラン・ハウス (clan-house) の財産権及び家長の管理権によって家の指導者が、サケの漁獲高を高めるために何年にもわたって漁業を管理することを許されたのである。家の長の専属権は、相続に関する地方の規則に従って、ある地域では所有者の長男に、ある地域では彼の姉妹の長男に伝わっていった。クワキウトル族の間では長子相続制 (primogeniture) は、最初に生まれた子どもが男児であろうと女児であろうと維持され、家の長の権利は、通例、当該家の長の子どもたちとの土地の過度の細分化を避けるために 1 人に相伝された (Bobroff, 2001)。

6. 北アメリカのロッキー山脈東方からミシシッピ川に至る大平原地帯に生活していた諸部族は、馬を手に入れてから広大な領域でバッファロー狩りをしてきたが、合衆国が彼ら部族の居住地域を減少させる以前、幾つかの財産権を認めてきた。例えばコマンチ族 (Comanche) もシャ

イアン族 (Cheyenne) も、土地に対する財産権は認めていなかったが、移動用財産への個人々の財産権は認めていた。最も大きな財産となったのが馬であり、男性、女性、そして子供たちによって所有された。

経済の拠り所をバッファローに求めた大平原の部族は、季節によって占有した部落内で一時的な財産権を認めたただけであったが、これら部族の中には、個々の家族の庭を耕作することによって、その土地への財産権を認めていた部族が存在する。例えば園芸と狩猟の経済に頼っていたポーニー族 (Pawnee) がその例に挙げられ、村の長によって女性に対して庭用の小区画が割当てられた。ミシシッピ川上流に生活していたヒダーツァ族 (Hidatsa)、マンダン族 (Mandan)、ア리카ラ族 (Arikara) 及びオマハ族 (Omaha) は、他の農耕部族と同様に耕作地の財産権を確立していた (Bobroff, 2001)。

#### IV 開化五部族の私有財産法

1. 合衆国南東部に居住していたチェロキー族、チカソー族 (Chickasaw)、チョクトー族 (Choctaw)、クリーク族 (Creek) そしてセミノール族 (Seminole) のいわゆる開化五部族 (Five Civilized Tribes) は、一般的に共有地制度を採用していたと説かれてきたが、開化五部族は彼らの憲法及び法律を制定する以前から、公式、非公式に土地における財産上の権利を認めていたとするのが正しい理解である。すなわちチカソー族、チョクトー族及びクリーク族は、19世紀初頭に彼らの故郷から合衆国南西部の土地に強制移住させられるが (藤田, 2012)、それ以前は私的な庭を造り (クリーク族の場合、女性が管理)、隣接する家屋から切り離していた。村落の外の原野は開墾され、共有されたが、各々の家族用に区画され、作物が植えられ、めいめいに貯蔵された。チェロキー族は、黒人及びインディアンの奴隷を含む動産 (personal property) に対する専属的権利を承認、発展させていた。彼らチェロキー族にとって憲法制定以前は、猟場を除いて共同体財産はさほど重要な地位を占めていなかったと考えられる

(Bobroff, 2001).

2. チェロキー・ネーションをオクラホマに移住させることを主目的として1828年5月6日に合衆国との間に締結された「ミシシッピ西部のチェロキー・ネーションとの条約」(the Treaty with the Cherokee West Mississippi)<sup>8)</sup>第8条第2文は、ジョージア州の公認の境界内又はミシシッピ川東部のいずれかの州に現在も留まっているチェロキーの家長が西部へ移住を希望する場合、登録を条件に当該家長に良質のライフル銃1挺、毛布1枚、ケトル1個、煙草5ポンド、家族の構成員にそれぞれ毛布1枚が付与され、家長が放棄する財産に対する正当な補償(just compensation)が大統領によって任命された者によって査定されると定めている。ここにいう「家長が放棄する財産」に関連して1930年の司法長官意見を見るに、当該文言は「彼〔家長〕が持参することができない固定資産(fixed property)」と解されるとしている<sup>9)</sup>。この解釈に従えば、合衆国自体が、チェロキー・ネーションは土地に対する個人の財産上の権利を認めていたものと捉えていたことを示すものと言えよう。

オクラホマ移住後の1839年9月6日に制定された「チェロキー・ネーション憲法」(the Constitution of the Cherokee Nation)第1条第2節は、「チェロキー・ネーションの土地は、共有財産(common property)とする。土地に行われた改良及びネーションの市民(citizen)の占有する土地は、土地の改良を行った、又は合法的に当該土地を占有し得る当該市民の専属で、且つ消滅条件付きでない財産(indefeasible property)とする。ただし、本条で規定された改良への専属的で、且つ消滅条件付きでない権利を保有するネーションの市民は、いかなる方法であろうと合衆国若しくは各々の州若しくはそれらの市民に改良を譲渡する権利又は権限をもつものではない。……」と規定している。そして1839年9月24日にオクラホマのタレクウアでネーション評議会(National Council)が制定した「公有地上の施設を規制する法律」は、「いかなる人も、彼若しくは彼女若しくは彼らの同意なく、他の市民の家屋、畑又はその他の改良の4分の1マイル以内にならざる

良も設定し、又は建設することは許されない。刑罰として当該改良は没収され、当初の開拓者の利益のため労役に付される。」と規定している。また1839年9月21日にネーション評議会は、「遺産管理者法」を制定しているが、裁判所による不動産(estate)の相続手続に関する規定を見取ることができる<sup>10)</sup>。

3. チョクトー・ネーション一般評議会は、1839年10月9日に「土地売却を処罰する法律」を制定し、同法第2条でチョクトー・ネーションの土地の一部若しくは全部を譲渡し、又は売却する文書に署名した当該ネーションの市民は、彼の土地に対する裏切り者及び敵(traitor and an enemy)と看做され、死刑に処す旨を規定している。また同年10月11日制定の「近隣改良法」第1条は、彼若しくは彼女の同意を得ることなく従前の居住者の土地から直線距離にして少なくとも440ヤード以内に居住し、改良することは、ネーションの市民に許されないとし、違反者には利害関係を持たない陪審員によって決定される罰金が課され、軽騎兵(light-horse man)によって当該土地から立ち退かされる旨を規定している。さらに1842年11月10日に制定された憲法第1条第8節には、「全ての市民は、自らを及び自らの土地を守るため武器を所有する権利を有する。」と規定され、第1条第20節には公務員の資格及び選挙権について、財産は条件とされない旨が規定されている。また第7条第18節は、鉱山及びミネラルウォーターを発見した者に独占権及び特権を認めている。

1848年10月12日制定の「裁判所の命令による孤児の財産を売却する後見人に関する法律」第18節は、未成年者の不動産又は動産を売却するために裁判所の命令で後見人に任命された者が、当該未成年者のために動産又は不動産を売却することを合法とし、当該売却は未成年者が青年に達した際拘束力を有すると規定している。さらに興味を引く法律として「1834年11月8日法」で、農場経営者が頑丈な生垣で柵を設けていない場合、当該農場の貯蔵物を損壊されたとしても賠償されない旨を規定している<sup>11)</sup>。

4. チカソー・ネーション評議会が制定した諸法

律を見る。1876年10月10日に制定された「土地のリースを禁止する法律」第1条は、チカソー・ネーション内でのリースを禁止し、違反した者は管轄権を有する地区裁判所によって100ドルを超えない罰金が科されるとし、リースは当初から無効とされる旨を規定している。同法第2条は、本法成立以前に成立したリースは無効とされず、徴収された罰金はネーションの財産となるとしている。

1876年10月10日制定の「柵の損壊に関する法律」第1条は、他人の畑又は農場の柵を損壊したる者は軽罪とし、郡裁判所によって罰金が科され、毀損された者に支払われるとし、当該罰金を支払えない者は7日を超えない期間でネーションの刑務所に収監されると規定している。1876年10月12日制定の「財産相続に関する法律」第1条は、無遺言で死亡した者の財産は法律上の妻又は夫及び子が相続する旨を、第2条は無遺言で死亡し他場合であって、妻、夫及び子がいない者の財産は彼又は彼女の孫が相続するものとする旨を、第3条は孫がいない場合は兄弟姉妹が財産を相続し、次いで父及び母又はそのいずれかが相続する旨を、そして第4条は第1条ないし第3条に規定する相続人が存在しない場合は、半血の兄弟又は姉妹が相続するものとする旨を定めている。

1876年10月19日制定の「適法な所有者の同意を得ずして行われる牛の連れ去り、及び搾乳に関する法律」第1条は、適法な所有者の同意を得ずチカソー・ネーション内の牛を連れ去り、及び搾乳したる者は、その居住する郡の郡裁判所の面前で証拠に基づいて各々の牛1頭につき10ドルの罰金が科され、2分の1は被害者に支払われ、2分の1は郡の財産となると規定している。1887年9月24日に制定された「チカソー・ネーション請求法」第1条は、12フィート平方以内の丸太、厚板又は板で作られ、居住に適する家屋は法的な要求であり、当該要求は12ヶ月間有効とされ、その後6ヶ月ごとに1エーカーの土地が耕作用に提供される——12エーカーまで認められる——とし、第2条及び第3条は、親又は保護者が子のために一定の土地を土地が存在する郡内の郡書記事務所(County Clerk's office)に申請し、登録さ

れた場合、当該土地は郡裁判所の命令がある場合を除いて、以後親又は保護者によって売却若しくは処分され得ないと規定している。さらに1892年10月11日には、「農場の周囲を針金の柵を設ける法」が制定され、ネーションの市民は畑及び農場に針金で柵を設けることが義務づけられている<sup>12)</sup>。

## V 判例の展開

以下、2つの判例の展開を見ることによって、公権解釈もまたインディアン部族の私有財産制度を一定の範囲内で認めていたことを明らかにしてみよう。

1. 合衆国アーカンソー州西部地区控訴裁判所は、1891年判決 *Payne v. Kansas & A. Val. R. Co.*<sup>13)</sup> で、当時のチェロキー・ネーションの土地保有態様について審理、判断し、部族構成員の永久的占有権(right to perpetual occupancy)を認めている。

(a) 合衆国議会が1886年7月1日に制定した「カンザス & アーカンソー渓谷鉄道会社にインディアン・テリトリー (Indian Territory) を通過する鉄道を建設し、及び操業することを認め、及びその他の目的のための法律」(以下、「1886年法」という。)に基づいてカンザス & アーカンソー渓谷鉄道会社(以下、本件被告会社という。)は、アーカンソー州のフォート・スミスに近いインディアン・テリトリーの東側に発し、アーカンザス川及びカウリー郡とカンザス州シャトクア郡のカウリー川の間インディアン・テリトリーを通過して北西部に至る鉄道の建設を開始した。チェロキー・ネーションの構成員である本件原告らは、フォート・スミスの向かい側のチェロキー・ネーションの土地でアーカンザス川に架けられる橋梁が位置する両岸にチェロキー・ネーションオの法及び慣習に従って数百ヤードの土地を所有し、個々人で占有していると主張している。この土地の幅100フィートの土地は、本件被告会社によって1886年法に基づいて収用されている。本件被告会社は、この土地に旅客用及び荷馬車用の橋を建設したいと考えていたところ、合衆国議会は、本件被告会社の要請に基づいて1890年3月15日

に「インディアン・テリトリー内のアーカンザス川に橋梁を架けることを承認する法律」を制定した。同法は、橋梁を利用する乗り物客及び徒歩の旅客に課される料金はアーカンソー州法によって同様のサービスに課されている料金と同一とする旨を定めていた（橋梁に至る土地についての取用規定は、置かれていない）。本件原告らは、チェロキー・ネーションからアーカンザス川を渡河するための渡船営業の許可を得て収入を得ていた。そこで原告らは、橋梁の建設、橋梁にいたる道路の敷設及び被告の通行権は原告らの土地に付加的負担 (additional burden) を課すものであるとして、道路の敷設及び橋梁の建設の差止め命令を求めて訴訟提起した。

(b) 控訴裁判所は、本件被告会社の訴答不十分の抗弁及び一時的差止め命令の解除を求める訴えを退けた。判決の中で裁判所は、チェロキー・ネーションの構成員の本件土地保有について以下のように判示している。すなわち公用取用権 (eminent domain) は、当該権限が承認された場合であって、承認された方法でのみ行使され得る。私有財産の公用取用は、承認された用途に役立つものでなければならない。当裁判所は、渡船営業に対する直接的侵害を審理することはないが、当該営業の存在を考慮し得るのであって、渡船は運行しており、大きな事業であり、アーカンザス川の一方の岸で橋梁に近接する原告らの本件土地に船着場がある。これらの理由により本件土地は、価値あるものになっている。このことは、本件土地の特定の目的にとっての適格性を示すために証拠となる事実である。付加的負担は、この土地の単純不動産権の保持者（チェロキー・ネーション）の利益に影響を与える場合にのみ考慮されるべきであると主張される。確かに単純不動産権の保有者と通例の賃借人との間に就いて言えばこの主張は適切であるが、本件原告らは、チェロキー・ネーションの法の下で本件土地を彼らに永続的占有の権利が与えられた方法で保有している。財産にかかる新たな負担から生ずる付加的損害は、単純不動産権の所有者にかかる負担である。何故ならば通例の借地人の利益は、財産へのこの新たな負担によって影響され得るような永続的利益ではないからで

ある。しかし当事者が永続的利益を当該財産に有する場合、財産にかかる付加的負担は、当該利益に対する侵害となることは明らかであって、正義に照らして新たな原則が働くことになる。チェロキー・ネーションの市民は、彼らが占有する土地に絶対的単純不動産を保有しないが、彼らは当該土地を永続的に保有することができ、当該土地から生ずる利得を全面的に享有し、そしてこの権利はその相続人に認められるか、又は相続によって継承され得る。土地に対して特有な価値が存在する場合、当該価値は占有の権利に付属し、占有者がその利益を得る。本件において原告らは、彼らの土地に対し正当な補償に値する権利を有しているのである<sup>14)</sup>。

(c) このように見てくるとチェロキー・ネーションの法における共有財産論を支える公序とは、当該ネーション以外への譲渡制限にあるに過ぎないと言えよう。

2. 合衆国最高裁判所が、土地の個人所有が部族によって認められていたか否かをインディアンとの間に結ばれた条約の規定を通して審理し、事件を処理した 1899 年の Jones v. Meehan<sup>15)</sup> を取り上げる。

(a) 本件訴訟は、ウィスコンシン州の市民である P・ミーハンと J・ミーハンがミネソタ州の市民である R・W・ジョーンズを相手にミネソタ州ポーク郡のレッド・レイク川の西側の岸に沿ってミネソタ州のシーフ・リバー・フォールズ村の土地の北東側の交差点から延びている幅 10 フィートの細長い土地である第 154 郡区第 34 地区地番第 1 番（以下、「本件土地」という。）への権原を確認するために合衆国ミネソタ州地区巡回裁判所にエクイティ上の訴状を提出した事案である。本件原告ら（被上訴人ら）及び被告（上訴人）双方の当事者は、1863 年 10 月 2 日に合衆国とチッペワ・インディアンの代表及びチッペワ・インディアンのレッド・レイク・バンド (Red Lake band) とペンビナ・バンド (Pembina band) との間に結ばれた条約 (13 Stat. 667)（以下、「1863 年条約」という。）に基づいて、酋長ムース・ダング (Moose Dung) に与えられたミネソタ州のシーフ川の河口近くの 640 エーカーの保留地に就いて本件土

地への権原を主張している。

合衆国最高裁判所によって認定された本件訴訟の事実関係は、以下のとおりとなる。1863年条約第2条は、チッペワ族の上記バンドが合衆国にシーフ川の西側の広大な土地に対する全ての彼らの権利、権原及び利益を譲渡する旨を規定している。第8条は、合衆国が上記バンドとの血縁において半血又は混血の関係にあり、文化的生活の慣習と慣例を受け入れ、そして合衆国の市民である各々の成人男性に、入植者によって占有されておらず、又は以前に譲渡されていない第2条に基づいて合衆国に譲渡された土地の境界内の土地160エーカーを自作農地として認める旨を規定している。その後第8条は、インディアンの承認を得て合衆国上院によって改正され（「公有地自営農場保障法」）、いかなる証明書（*scrip*）も同条に基づいて発行されず、譲渡証書（*assignment*）は、公有地譲渡証書（*patent*）が発出されるまではコモン・ロー上の若しくはエクイティ上のいかなる権利、権原又は利益にも作成されず、また公有地譲渡証書は5年以上の実際の居住及び耕作が行われていることが適正な証拠に基づいて証明されない限り、発出されない旨のただし、書が付された。本件で特に問題となるのが、第9条である。第9条は、本件条約の当事者たるインディアンの切なる要望に基づいて酋長ムース・ダングのためにシーフ川河口近くの640エーカーの保留地が、そして酋長レッド・ベア（*Red Bear*）のためにペンビナ川の北側の640エーカーの保留地が合衆国に譲渡される土地から保留される旨を規定している。ムース・ダングはレッド・レイク・バンドの大酋長の1人であって、条約の第1順位に署名を行っていた（インディアンとの諸条約を見るに、英語を読み書きできないインディアンの代表者たちは、条約文書の末尾に挙げられた自身の名前の冒頭に×印を付するのが常であった。）。原告らが提出した証拠によればムース・ダングは、「私は、私の相続財産（*inheritance*）としてシーフ川の河口を手に入れる。私は、酋長たちに私がどこへ行くべきかを問わない。私は、ここに私の家を築く。……私は、ここが居住するのに最適な場所だと常日頃考えていた。ここは、私の全ての子どもたち

にとつての相続財産となるであろう。全ての子供たちは、そこで将来の生活にとって十分なものを得るであろう。」と述べ、1863年条約交渉の合衆国代表A・ラムゼー（*Alexander Ramsey*）は、「シーフ川河口について小職が何も心配していない旨を告げてくれ。彼がその土地を望むならば、彼はそれを手に入れることができる。」と答えている。これに対してムース・ダングは、「私は、提案を受容れる。何故ならば白人のレベルまで裕福になりたいから。……貴職と政府は、条約を結ぶために多大な時間を使って強要してきた。私は、あなたがたがいたずらに強要することを望まない。私は、部族の土地を諦める。」と応じている。条約締結後ムース・ダングは、シーフ川河口の土地に居住し、そこに家庭を築き、ロングハウスと庭を持ち、魚を捕獲するトラップを仕掛けた。彼は土地が調査される以前の1872年に死亡しているが、土地は1828年にレッド・レイクで生まれ、父親と同じムース・ダングの名前を名乗った長男によって酋長として受け継がれている（以下、大酋長であった父親を大ダングといい、彼の長男を小ダングという。）。

1879年6月27日、ミネソタのホワイト・アース駐在の合衆国インディアン担当官は、ワシントンのインディアン問題局長に小ダングが大ダングによって選択された土地は彼の利益のために分離されるべきであると要求している旨を書簡で伝えている。同年7月25日、インディアン問題局長は、小ダングが1863年条約の規定に従って要求する土地に直ちに定住し、大ダングが他の子どもを残さなかったことをインディアン問題局に証明するようにと返事している。1879年9月10日、担当官は「大ダングの相続人たちが大ダングによって死亡する以前に選択されていた土地を選択したと応答している。同年9月30日、内務長官は、インディアン問題局長の勧告に基づいて大ダングの相続人たちによって行われた土地の選択を承認し、国有地管理局長に彼ら相続人の利益となるよう当該土地の保護に必要な手続をとるよう指図している。その結果、全ての政府作成の地図に「ムース・ダングの保留地」と表示された。

1891年11月7日、小ダングは、本件原告らに

木材伐採業に関連する全ての目的（丸太の貯蔵、防材区域の建設等）のために本件土地と河岸権（shore right）を年間賃料 25 ドルで 10 年の期限でリースし、彼のマークとシールを貼り付け、公証人の面前で承認した。同年 11 月 10 日、本件リースは不動産証書に登録された。原告らは賃料を支払い、翌 1892 年にはシーフ川河口に大きな製材所を建設し、木材伐採業を開始している。小タングによって選択された土地は、シーフ・リバー・フォールズ村の近くに位置していたが、本件リースが開始された直後、約 50 人の住人がおり、鉄道は敷かれず、大きな産業はなく、土地の価値は低かった。しかし本件原告らが製材所を建設した後に、グレート・ノーザン鉄道会社が村に鉄道を敷いた結果、人口が劇的に増加し、地価が上昇した。1894 年 7 月 20 日、小タングは本件土地及び当該土地の従物（appurtenance）及び沿岸権（riparian right）を本件被告に年間賃料 200 ドルで 20 年の期限でリースし、当該リースは同年 7 月 23 日に不動産証書に登録された。被告は、この時点で原告らに対して本件土地がリースされていたこと、原告らが占有していることを知っていた。同年 8 月 4 日、合衆国議会第 53 議会は、「ミネソタ州ポーク郡において行われたリースを承認するための権限を内務長官に付与する両院共同決議」を採択し、同年内務長官は共同決議に基づいて年間賃料は 400 ドルが相当であるとした上で本件被告に対するリースを認めたのである<sup>16)</sup>。

(b) 合衆国巡回区裁判所は、1863 年条約で大タングに認められた保留地はその本質において彼に対する権原の譲渡であって、選択及び証明にかなる制限も条件も付したのではなく、選択された土地は大タングの長男であって後継者である小タングに引き継がれており、1891 年 11 月の本件原告に対するリースは有効であって、リースは存続しているところであり、内務長官の承認は必要とされず、1894 年 7 月の被告へのリース契約は原告に対するリースに劣後し、本件土地の使用及び占有の権利を被告に譲渡したのではないと判示し、原告の主張を認めた。被告が合衆国最高裁判所に上訴した。グレイ裁判官（Gray, J.）が法廷意見を執筆し、巡回裁判所判決を支持した。以下、

判決要旨である。

本件訴訟における基本的問題は、1863 年条約によって大タングが取得した権原の性質である。合衆国内のインディアンのネーション若しくは部族の土地への彼らの権利は、占有又は支配の権利であって、合衆国内のこれらの土地における究極的な単純不動産権権原（ultimate title in fee）は合衆国にあり、そしてインディアン権原は合衆国以外の誰人にも合衆国の同意なくしてインディアンによって譲渡され得ないところである。かかる点に関してマーシャル首席裁判官は、1823 年の *Johnson v. M'Intosh* で「個人への土地を承認するためにインディアンによって採用された通例の様式は、土地を条約で保留することであり、又は条約交渉の任に当たった委員の裁可の下で土地を承認することにあった。」と判示している。従って、合衆国とチッペワ族及びその他のインディアン・ネーションとの幾つかの初期の条約は、彼ら自身合衆国の保護下にあることを認め、合衆国は一定の境界内の全ての土地の権利をインディアン・ネーションのために権利を放棄した。しかし、インディアン・ネーションは、合衆国を除いてこれらの土地を処分する自由は持ち合わせなかった。

インディアン部族の土地の一部に対する有効な権原が、合衆国議会制定法若しくは連邦行政機関発出の公有地譲渡証書によらず、合衆国とインディアン部族との間の条約で個人に承認され得ることは確立された原則である。問題は、全ての案件において条約の文言が条約に挙げた個人に土地の承認を明確に意図するものであったかにあるが、本件 1863 年条約は、明らかに大タングに彼に保留された土地に完全な権原を付与していると解釈される。

内務省は、1872 年に大タングが死亡したことをもって彼の土地の権原は法によって小タングひとりではなく大タングの複数の相続人に相続されたと推定しているものと看做される。しかし大タングは、部族の構成員であって、彼が所属した部族の組織ははまだ連邦政府によって承認されており、彼の土地に対する相続権は、彼が死亡した時点では部族の法、慣習及び慣例によって支配されていたのであって、ミネソタ州法ないし内務長官

の行為によって支配されていたのではない。訴訟記録を見るに、チッペワ・インディアンの法、慣習及び慣例によって大タンクの長男であり後継者である小タンクが、他の子孫をさしおいて彼の父親の土地を相続したことは明らかである。1891年に結ばれたリース契約に基づく本件被上訴人の権利は、賃貸人又は合衆国議会又は連邦行政機関の契約成立後の行為によって何ら剥奪されるものではない<sup>17)</sup>。

#### IV まとめ

インディアンが私有財産制度を確立していなかったとする改革者たちの主張、なかんずくインディアンの友が主張した言説は、連邦政府が1871年から1934年の間にかけてその対インディアン政策として採用したインディアンへの土地割当とそれに伴う同化政策——合衆国議会による既存の部族制度の取り壊し、及びインディアンの文明社会への同化——を正当化するとともに、当該政策を容易にするものであったと主張される(Shoemaker, 2003)。言葉を強めれば、ヨーロッパ人とアメリカへの入植者たちがインディアンの私有財産制度を割引した、ないし意図的に無視した本当の目的は、「潔白な心」をもってインディアンの財産権を奪うことに正当化事由を与えるにあったとも言えるのである。今日においてもなお、インディアンは私有財産の所有及び資本主義経済活動についての理解をもたない文化であったとの誤解が通用しているように思われる(Mika, 1995)が、上に見てきたようにインディアンは、彼らの土地全てを共有してきたのではなく、それぞれの文化、資源、地理及び歴史的時期によって広く異なるところのさまざまな財産制度を採用していた。多くの部族において個々人のインディアンは、部族によって認められた土地への財産権を保有し、また部族によって承認された範囲内での譲渡及び相続を慣例的に実行してきたのである。

土地が共同財産であったという事実、あるいは共同体としての部族が部族自身の領土を共同保有していたということは、個々の部族構成員、家族及び大家族の集団又はクランが部族の土地の特定

の区画を利用する権利を妨げるものではなかった。従って、たとえ土地が部族によって保有されていたとしても、個々人のインディアンは当該部族の特定の土地への所有権又は私有財産の利用権を取得し得たのである。多くの部族において農業、狩猟及び漁業を開始した個々人のインディアン、そして家族は、土地を開発し、そこで働くことによって部族の共有土地を彼ら自身の私有財産としていったのである(Miller, 2001)。ここに言う財産権とは、「比較的に限られた人民が所与の資源を利用し、当該利用について他者を排除する権利を有する法制度」をいう(Ellickson, 1993)。ほとんど言ってよいところのインディアンの財産制度は、部族に所属しない他部族を含む第三者への財産移転を禁止しているが、かかる点にその大きな特徴を見出すことができ、そこに英米法における法制度との相違を見て取ることができる。

インディアンの財産制度に関して連邦政府による対インディアン政策を支持する立場から主張されてきたインディアン部族の「共有財産制度説」を見直し、私有財産制度について言及する論稿が多く目に入るようになるのは——インディアン法を研究している筆者にとって——、「1983年インディアン土地整理統合法」(the Indian Land Consolidation Act of 1983)<sup>18)</sup>の制定と前後するように思われる。このことは、1887年に制定されたGAAに基づいて、19世紀後半から20世紀前半にかけて連邦政府が推し進めた土地割当政策がもたらしたインディアンの「土地の細分化(fractionation)」<sup>19)</sup>によるインディアン部族の経済、さらにはインディアン部族の主権及び自治への大きなマイナス効果を論ずるに際して、土地割当政策の功罪——今日でも、GAAの大きな影響がインディアンの土地政策になおその尾を引いている——を問い直し、細分化問題の解決策が提唱される過程で、部族自身の相続制度をも視野に入れた従来のインディアンの私有財産制度が今再び見直されるべきこと、すなわち、インディアン部族の自治・自決をより一段と推し進めるべきであるとの主張と連動しているものと考えられる。

## 注

- 1) Act of Feb. 8, 1887, ch. 119, 24 Stat. 388 (codified as amended §§ 334, 339, 341, 342, 348, 349, 354, 381 (2015)).
- 2) County of Yakima v. Confederated Tribes and Bands of Yakima Indian Nation, 502 U.S. 251, 254 (1992) .
- 3) Band of Cherokee Indians v. United States 117 U.S. 288, 309 (1886) .
- 4) 34 U.S. (9 Pet.) 711, 745 (1835).
- 5) 224 U.S. 640, 642 (1912).
- 6) 235 U.S. 441, 446 (1914).
- 7) 245 U.S. 89, 92 (1917).
- 8) Treaty with the Cherokee West Mississippi, May 6, 1828, 7 Stat. 311. 9. 2 Op. A. G. 321 (1930).
- 9) 2 Op. A. G. 321 (1930). See Felix S. Cohen, Handbook of Federal Indian Law 54 n.348 (1942) .
- 10) Constitution and Laws of the Cherokee Nation 5 (Taheeqvah Cherokee Nation, 1852). <http://www.loc.gov/law/help/american-indian-const/PDF/28014182.pdf> (2016年1月9日閲覧)
- 11) Constitution and Laws of the Choctaw Nation 75 (Wm. P. Lyon & Son, Printers and Publisher, 1869). <http://www.loc.gov/law/help/american-indian-const/PDF/22025915.pdf> (2016年1月17日閲覧)
- 12) Constitution and Laws of the Chickasaw Nation 105-06 (The Foley Railway Printing Company, 1899) <http://www.loc.gov/law/help/american-indian-const/PDF/09003147.pdf> (2016年1月17日閲覧)
- 13) 46 F. 546 (W.D. Ark. 1891), *rev'd on other grounds*, 49 F. 114 (8th Cir. 1892).
- 14) *Id.* at 558-59.
- 15) 175 U.S. 1 (1899).
- 16) *Id.* at 2-8.
- 17) *Id.* at 8-32.
- 18) Act of Jan. 12, 1983, Pub.L. No. 97-459, 96 Stat. 2515.
- 19) See *Hodel v. Irving*, 481 U.S. 704, 713 (1987).

## 引用文献

Bobroff, K. H. (2001). *Retelling Allotment: Indian Property Rights and the Myth of Common Ownership*, *Vanderbilt Law Review*, 54, 1573-1594.

- Ellickson, R. C. (1993). Property in Land, *Yale Law Review*, 102, 1322.
- 藤田尚則 (2009). ブラック・ヒルズ訴訟物語—連邦政府によるアメリカ・インディアンの土地政策瞥見—, 文京学院大学人間学部研究紀要 11, 187頁.
- 藤田尚則 (2012). アメリカ・インディアン法研究 (I) インディアン政策史, 北樹出版, 113頁以下.
- Mika, K. (1995). Private Dollars on the Reservation: Will Recent Native American Economic Development Amount to Cultural Assimilation?, *New Mexico Law Review*, 25, 31.
- Miller, R. J. (2001). Economic Development in Indian Country: Will Capitalism or Socialism Succeed?, *Oregon Law Review*, 80, 768-769.
- Prucha, F. P. (1976). *American Indian Policy in Crisis: Christian Reformers and the Indian*. Oklahoma: University of Oklahoma Press. 227-228.
- Sawers, B. (2009). Tribal Land Corporations; Using Incorporation to Combat Fractionation, *Nebraska Law Review*, 88, 385, 390.
- Shoemaker, J. A. (2003). Like Snow in the Spring Time: Allotment, Fractionation, and the Indian Land Tenure Problem, *Wisconsin Law Review*, 2003, 737.
- Snyderman, G. S. (1951). Concepts of Land Ownership Among the Iroquois and Their Neighbors, *Bureau of American Ethnology Bulletin*, 149, 15-16. [https://repository.si.edu/bitstream/handle/10088/22068/bae\\_bulletin\\_149\\_1951\\_2\\_13-34.pdf?sequence=1&isAllowed=y](https://repository.si.edu/bitstream/handle/10088/22068/bae_bulletin_149_1951_2_13-34.pdf?sequence=1&isAllowed=y) (2016年1月6日閲覧)
- Tsosie, R. (2000). Sacred Obligations: Intercultural Justice and the Discourse of Treaty Rights, *UCLA Law Review*, 47, 1640-1642.

(2016. 9. 15 受稿, 2016. 10. 21 受理)